

なお、既に届出を行った統括運行管理者を変更した場合は、運行管理者の選任又は解任を伴わない場合であっても、変更後の統括運行管理者について届出を行うよう指導すること。

6. 運行管理者選任（解任）届出を受付た際には、速やかに届出内容を運送事業者監査総合情報システムに入力すること。

第20条 運行管理者の業務

1. 本条に規定する運行管理者の業務は、法第18条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであるから、これらの事項の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差しつかえないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう指導すること。
2. 第1項第10号中「運行記録計を管理し」とは、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう、運行記録計の整備及び記録用紙の当該装置への着脱等の管理を行うことをいう。

第21条 運行管理規程

補助者を選任する場合には、補助者の選任方法及び職務並びに遵守事項等について明記しておくこと。

第23条 運行管理者の講習

1. 講習は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年国土交通省告示第455号。以下「講習告示」という。）に従い、選任届出をした日若しくは事故又は行政処分を受けた日において、当該年度に予定されていた講習が全て終了している場合等のやむを得ない理由がある場合を除き、講習告示に規定する時期までに受講させるよう指導すること。
2. 新たに選任した運行管理者とは、当該事業者において初めて選任された者のことをいい、当該事業者において過去に運行管理者として選任されていた者や他の営業所で選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しない。ただし他の事業者において運行管理者として選任されていた者であっても当該事業者において運行管理者として選任されたことがなければ新たに選任した運行管理者とする。
3. 特別講習の受講対象者については、以下に定めるところにより把握をし、講習告示に定めるところにより、受講対象者を指定し、速やかに講習の通知を行うこと。

また、特別講習の対象となった運行管理者又は統括運行管理者が当該事業者の当該

営業所以外の営業所の運行管理者又は統括運行管理者に選任された場合であっても、講習の通知を行うこと。

- ① 死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所については、事故報告規則に基づく当該事故の報告の際に、同規則別記様式の運行管理者の欄に当該運転者の点呼又は指導監督を行った運行管理者など同様式の（注）（25）による運行管理者及び（注）（26）による統括運行管理者（選任されている場合に限る。）の氏名を当該事業者に記載させ、特別講習の対象となる運行管理者を把握し、その旨を記録し、保存すること。

なお、道路交通法第108条の34の規定に基づいて死者又は重傷者を生じた事故で事業用自動車の運転者が第1当事者となったものとして通知があった事故のうち死者又は重傷者を生じたものについては、当該事故の報告を確実に行わせるよう指導すること。

- ② 法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受ける営業所については、当該行政処分に先立つ監査において判明した、規則第20条各号の規定に対する違反について、相当の責任を有していると認められる当該営業所の運行管理者及び統括運行管理者（選任されている場合に限る。）を指定し、行政処分の命令書を交付する際に受講の指示を確実に行うとともに、その旨を記録し、保存すること。
4. 特別講習の趣旨は、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は法の規定のうち輸送の安全確保に係るものに違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者のうち当該事故又は当該行政処分について最も責任がある運行管理者を特定し、当該運行管理者に制裁を課すことではなく、当該営業所の統括運行管理者及び当該事故又は当該行政処分について相当の責任を有していると認められる運行管理者に当該営業所の運行管理者を代表して講習を受けさせ、当該営業所における運行管理の水準の向上を図り、一層の安全を確保することにあるから、事業者に対し、その旨を徹底すること。
5. 特別講習の通知を行う場合には、別添の「通知文の例」を参考とされたい。また特別講習の受講対象者だけでなく、当該営業所に所属する運行管理者に対して、2年度毎に受講させる基礎講習又は一般講習について、2年度連続で受講させなければならないことについてもあわせて周知されたい。
6. 運行管理者の講習の受講履歴については、保安担当が、監査担当と連携をとって講習実施機関に対し、定期的に講習実績の報告を求めるなど講習の受講状況の把握に努めること。

第24条 運行管理者の資格要件

1. 第1項の「実務の経験」とは、運行管理者等として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）をいう。
2. 第1項の「講習」については、昭和48年以前に行われていた陸運局長等の教習及び研修についても、修了証等の受講の証明があるものは認めて差し支えない。
3. 第1項の「講習」のうち少なくとも1回は基礎講習を受講すること。
4. 第1項の「講習」の受講回数については、同号に基づいて国土交通大臣が認定した基礎講習又は一般講習を同一年度に受講した場合1回とする。

第25条 資格者証の様式及び交付

1. 第1項で定める資格者証（第1号様式）の「資格者証番号」は、地方運輸局を示す符号、運輸支局名（運輸監理部を含み、陸運事務所を除く。）を示す符号及び貨物自動車運送事業を示す符号並びに交付番号の順に配列する。

(1) 地方運輸局名を示す符号は、下表のとおりとする。

局 名	符 号	局 名	符 号
北海道運輸局	北	近畿運輸局	近
東北運輸局	東	中国運輸局	中国
北陸信越運輸局	北信	四国運輸局	四
関東運輸局	関	九州運輸局	九
中部運輸局	中部	沖縄総合事務局	沖

(2) 運輸支局名（陸運事務所を除く。）を示す符号は、運輸支局名の頭文字とする。

(例1)

北海道運輸局札幌運輸支局の場合は、「札」の符号

(例2)

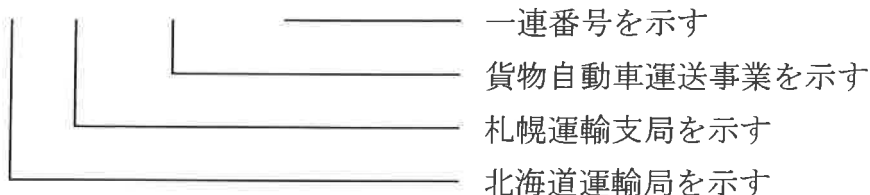
沖縄総合事務局の場合は、運輸支局の符号は示さない。

(3) 貨物自動車運送事業を示す符号は、「貨物」とする。

(4) 資格者証の「資格者番号」の例

(例1) 北海道運輸局札幌運輸支局の場合

北 札 貨物 第 1 号



(例2) 沖縄総合事務局の場合

沖 貨物 第1号

		一連番号を示す
		貨物自動車運送事業を示す
		沖縄総合事務局を示す

2. 資格者証を交付したときは、資格者証台帳を作成し、次の項目について記載しておくこと。

なお、資格者証台帳は永久保存とする。

- (1) 資格者証番号
- (2) 交付年月日
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 合格者番号又は資格要件
- (6) その他必要な事項

3. 資格者証交付申請書の保存期間は3年間とする。

4. 第2項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

5. 第2項の「これに類するもの」とは、戸籍抄本の写し、自動車運転免許証等公的な機関が発行したもので、申請者の氏名及び生年月日が証明できるもの（自動車運転免許証は写しで可。）をいう。

6. 第2項に規定する「前条第一項に該当することを証する書類」は原則として次に掲げるものとする。

- (1) 補助者として実際に運行管理に携わっていた経験（平成19年3月31日以前に実際に運行管理に携わっていた経験を含む。）について当該経験の期間中に属していた事業者が証明した書面
- (2) 「運行管理者等指導講習手帳」の写し等規則第24条第1項に基づいて国土交通大臣が認定した講習を実施する機関が当該講習の受講を証明した書面

第26条 運行管理者証の訂正

1. 資格者証の訂正を行った場合には、資格者証台帳に訂正年月日等必要な事項を記載しておくこと。この場合、資格者証番号は当初付した番号とする。

また、訂正申請書の保存期間は3年間とする。

2. 第1項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第27条 資格者証の再交付

1. 資格者証を再交付する場合には、資格者証番号は当初付した番号とし、資格者証の右上部に「再」と朱書等をして再交付すること。

なお、資格者証台帳に、再交付年月日及び理由等必要な事項を記載しておくこと。

また、再交付申請書の保存期間は3年間とする。

2. 第1項の「住民票の写し」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条の規定を踏まえ、特定の個人を識別するための番号（個人番号）が記載されていないもの又は判読・復元できない状態にしたものを提出させること。

第28条 資格者証の返納

1. 第1項の場合には、再交付した資格者証を確認のうえ返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に返納された旨及び返納年月日を記載しておくこと。
2. 第2項の場合には、返納された資格者証を廃棄処分し、資格者証台帳に死亡又は失踪宣告及び返納年月日を記載し、朱線により抹消の処理をすること。

第31条 受験資格

第2項の講習には、平成7年4月1日以降平成13年8月31日以前に自動車事故対策センターが行っていた基礎講習も含む。

附 則

本通達中第9条の4 1.、第10条4. 及び第23条4. (1)の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第55号、国自貨第73号、国自整第48号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第119号、国自貨第116号、国自整第93号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第9号、国自貨第12号、国自整第7号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第7条に2. を加える改正規定、同条3. (1)⑤、(2)及び(3)の改正規定並びに第21条の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け国自安第169号、国自貨第140号、国自整第144号）

改正後の通達は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条2. (3)、(6)の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月16日付け国自安第77号、国自貨第82号、国自整第148号）

改正後の通達は、平成24年4月16日から施行する。

附 則（平成25年5月1日付け国自安第32号、国自貨第11号、国自整第35号）

1 改正後の通達は、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成25年国土交通省令第14号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成25年5月1日）から施行する。

2 第18条1. の改正規定についての経過措置は、改正省令附則第2項に定める経過措置の例による。

附 則（平成25年12月16日付け国自安第210号、国自貨第98号、国自整第244号）

改正後の通達は、平成25年12月16日から施行する。

附 則（平成26年3月4日付け国自安第282号、国自貨第132号、国自整第349号）

改正後の通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号）

改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年8月12日付け国自安第104号、国自貨第55号）

改正後の通達は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日付け国自安第71号、国自貨第31号）

改正後の通達は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年1月13日付け国自安第200号、国自貨第115号、国自整第295号）

改正後の通達は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成29年3月10日付け国自安第254号、国自貨第167号、国自整第368号）

改正後の通達は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29年6月8日付け国自安第47号、国自貨第34号、国自整第65号）

改正後の通達は、平成29年7月1日から施行する。

- 附 則（平成29年9月29日付け国自安第112号、国自貨第83号、国自整第169号）
改正後の通達は、平成29年9月29日から施行する。
- 附 則（平成30年3月30日付け国自安第268号、国自貨第187号、国自整第364号）
改正後の通達は、平成30年3月30日から施行する。
- 附 則（平成31年3月28日付け国自安第233号、国自貨第153号、国自整第315号）
改正後の通達は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元10月31日付け国自安第113号、国自貨第76号、国自整第163号）
この通達は、令和元年11月1日から施行する。